

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者（紹介者）が、入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還する制度となります。

(1) 入社後 1 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合、紹介料の 80%を返還

(2) 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合、紹介料の 50%を返還

(3) 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合、紹介料の 10%を返還

※ 入社後 6 ヶ月以上経過後の雇用契約終了の場合、紹介料の返還はございません。

※ 紹介予定派遣のような、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、本返戻金制度は適用しません。

※ 紹介者本人の責めに基づかない解雇の申し出や、紹介者に対する求人者の対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に紹介者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介料の返還は行いません。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-301221

事業所名称 株式会社シンホー 名古屋営業所

事業所所在地 名古屋市中村区畑江通 8-15-1 スプレッドール畑江 1F